破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１１０号
名古屋市熱田区南一番町10―４　サンハウス南一番町302、申立時の住所愛知県一宮市多加木２丁目８番８号
債務者　坂本　徳芳
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１１９号
愛知県岩倉市八剱町六呂丸370番地23　レオパレス六呂丸204号
債務者　宇佐美友恵（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４３号
岐阜県大垣市浅中３丁目17番地７
債務者　早藤　　守
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
岐阜県不破郡垂井町東神田３丁目48番地の１フレックスマンション垂井301号
債務者　木田　竜彦
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
静岡県御前崎市池新田4359番地の61　とつかハイツＤ―116号
債務者　内藤　雪子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
熊本県水俣市山手町２丁目９番26号
債務者　脇　　秀美（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１１１号
釧路市春採４丁目11番124号
債務者　菊地由利子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１８９号
愛知県豊田市花園町若石山28番地８
債務者　河合　明美
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
島根県出雲市武志町419番地１　第５吾郷ビル258
債務者　池田　正子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月27日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第９３６号
横浜市鶴見区上の宮２丁目18番６号
債務者　石栗　正一
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９６９号
神奈川県大和市南林間６丁目22番20―501号
債務者　田中　正明
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８１号
東京都三鷹市中原３丁目１番44号丸嘉コーポ25―101
債務者　小川　　満
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７４２号
神奈川県藤沢市羽鳥５丁目４番３号　相沢荘101号室
債務者　又木　彩香（旧姓増山）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９５６号
神奈川県茅ヶ崎市南湖３丁目４番37号　山本ハイツ202
債務者　西脇　和代
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００３号
横浜市青葉区あかね台１丁目17番地23　和興ビル301号室
債務者　永田　淑子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第８５８号
千葉県松戸市幸谷460番地の14
破産者　株式会社グッドスリープ
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部